

## 厚木市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、汚染土壌処理事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し必要な指導等を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の処理の推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 処理施設等 汚染土壌処理施設及び当該施設に附帯する設備をいう。

(2) 対象変更工事 法第23条第1項の許可に該当しない工事のうち、次のいずれかに該当する工事をいう。

ア 汚染土壌処理施設の設置の場所を変更するもの

イ 処理施設等の変更をするもの（当該変更により、生活環境への負荷を増大させるものに限る。）

(3) 事業計画者 法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可（以下次条第2項第5号及び別表第1を除き、「許可」という。）を受けようとし、又は対象変更工事を行おうとする汚染土壌処理事業者をいう。

(4) 設置基準 別表第1に定める基準をいう。

### (事前調整)

第3条 事業計画者は、許可を申請し、又は対象変更工事に着手するときは、あらかじめ市長と事前調整を行うものとする。

2 事業計画者は、前項に規定する事前調整を行う場合は、事業計画書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 処理施設等の設置場所の周辺の状況を説明する書類

(2) 処理施設等の処理方法、能力、構造等を説明する書類

(3) 処理施設等の運転管理に関する書類

(4) 事業計画者が汚染土壌処理の事業を継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類

(5) 公害関係及び土地の使用権原に関係する他法令について、許可の見込みがあることを示す書類

(6) 設置基準を満たすことを説明する書類

3 事業計画者は、第8条に規定する事前調整終了通知書による通知を受けた後でなければ、許可を申請し、又は当該許可に係る工事若しくは対象変更工事に着手してはならない。

- 4 市長は、事前調整において、必要に応じ専門的知識を有する者及び関係機関等に意見を求めることができる。
- 5 市長は、事前調整において、処理施設等の設置に係る区域が他の地方公共団体の区域に渡るときは、当該区域を管轄する地方公共団体の長と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(周知)

第4条 事業計画者は、前条に規定する事前調整（以下「事前調整」という。）を行うときは、当該事業計画について周辺住民等の理解を求めため、別条第2に定める基準に従い周知するものとする。

- 2 事業計画者は、前項の規定により周知を行おうとするときは、周知計画書（第2号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 事業計画者は、第1項の規定により周知を行ったときは、周知結果報告書（第3号様式）に周辺住民等からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録等を添えて市長に提出するものとする。
- 4 事業計画者は、周辺住民等からの意見のうち、合理性のある意見については、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(事前手続の省略)

第5条 当該事業計画について、前条第1項に規定する周知を実施する前に、他法令等に基づき同等の周知が行われたことが文書等で明らかな場合には、前2条の規定にかかわらず、当該事前手続を省略することができる。

(関係機関等との調整等)

第6条 事業計画者は、処理施設等の設置に当たり、関係機関等との調整、協議等を自らの責任において行うものとする。

- 2 事業計画者は、前項に規定する関係機関等との調整、協議等を終えた後、当該調整、協議等に係る記録を速やかに市長に提出するものとする。

(事業計画者に対する指導)

第7条 市長は、審査等の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することができる。

(事前調整の終了)

第8条 市長は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、事前調整を終了し、事前調整終了通知書（第4号様式）により、事業計画者に通知するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が設置基準に適合していること。
- (2) 第4条の規定による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第6条の規定による関係機関等との調整、協議等が終了したこと。

(4) 前条の規定による指導に対し、所要の措置がなされたこと。

(事前調整の中断)

第9条 市長は、第7条の規定による指導を行った日から1年を経過しても当該指導に対する所要の措置がなされないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めるときは、事前調整を中断することができる。

(事前調整の失効)

第10条 事業計画者が、第8条に規定する事前調整終了通知書を受けてから1年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は対象変更工事に着手しないときは、当該事前調整を行わなかったとみなすことができる。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

## 別表第1（第2条関係）

### 設置基準

- 1 法に定める基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理施設が次に掲げる基準に適合すること。
  - (1) 浄化処理施設及びセメント製造施設にあつては、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量等、特定有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
  - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ、施設における処理の過程が合理的なものであること。
  - (3) 加熱により浄化を行う施設にあつては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
  - (4) 埋立処理施設にあつては、埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め、速やかに排除することができる集排水設備を設置すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、この限りでない。
  - (5) 次に掲げる事項を含む管理規程を定めること。
    - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、一定期間保管すること。
    - イ 処理した土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、一定期間保管すること。
    - ウ 搬出物の種類及び搬出量について、その日量及び搬出先を記録し、一定期間保管すること。
    - エ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を記録し、一定期間保存すること。
    - オ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 汚染土壌処理施設を設置する場所は、次に掲げる要件を満たすこと。
  - (1) 工業専用地域、工業地域又は準工業地域であること。
  - (2) 学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）老人福祉施設、身体障がい者施設、更正援護施設等との間に十分な距離が保たれていること
  - (3) 当該事業に係る搬出入車両により付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所とすること。
- 4 処理施設等は、敷地内に定置して使用すること。
- 5 管理棟を設置すること。

- 6 出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄等するための措置を講じること。
- 7 公害関係及び土地の使用権原に関する他法令について、許可の見込みがあること。

## 別表第2（第4条関係）

### 周知の基準

- 1 周辺住民等の範囲 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から100メートル以内の範囲内の土地に居住する者及び事業所等の管理者。ただし、工業専用地域であり、かつ、居住者が存在しない区域を除く。
- 2 周知方法 周知は、説明会の開催又は個別説明によるものとする。
- 3 周知内容
  - (1) 汚染土壌の処理に関する計画の概要
  - (2) 汚染土壌の処理方法の概要
  - (3) 搬出入に関する計画の概要
  - (4) 環境保全対策の概要